

浜田市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 9 日

浜田市長 三 浦 大 紀

浜田市規則第 35 号

## 浜田市財務規則の一部を改正する規則

浜田市財務規則（平成 17 年浜田市規則第 55 号）の一部を次のように改正する。

第 116 条第 1 項中「支出負担権行為者」を「支出負担行為者」に改める。

第 138 条及び第 139 条中「第 243 条の 2 の 8 第 1 項後段」を「第 243 条の 2 の 9 第 1 項後段」に改める。

### 附 則

この規則は、令和 8 年 9 月 24 日から施行する。